

令和8年度

札幌市本庁舎南側ロードヒーティングユニット
交換修繕業務

業務仕様書

札幌市総務局行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎南側ロードヒーティングユニット交換修繕業務仕様書

1 目的

本業務では、本庁舎に設置されている老朽化したロードヒーティングを交換修繕することを目的としている。実施にあたっては、本仕様書によるほか、「電気事業法」やその他関係法令を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象

本庁舎南側ロードヒーティングBL-13、BL-14及びBL-15

4 業務内容（別図参照）

- (1) 絶縁不良のロードヒーティングユニットBL-14及びBL-15のユニット及びリードケーブルを交換修繕する。
- (2) BL-14及びBL-15は、ヒーティングユニット及びリードケーブル交換のため、既設タイル及びモルタルを撤去し、ヒーティングユニット及びリードケーブル敷設後に現状復旧させること。
- (3) BL-13は、タイルを交換修繕する。
- (4) BL-15に接する擁壁部の交換及び関連箇所の修繕を行う。
- (5) 撤去した発生材は、適切に産業廃棄物として処理すること。

5 履行期間

契約締結日 から 令和8年12月18日まで

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届	1	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	1	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等経歴書 (雇用及び資格を確認できる書類を添付)	1	契約後すみやかに
作業計画書	1	作業実施前
完成図書(紙面及びデータで提出)	1	業務完了時
完了届	1	業務完了時

※ 様式については、庁舎管理課入札・契約情報ホームページを参照すること。
(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>)

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。また、監督者及び監督代行者は、電気工事士の資格者と

すること。

8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

9 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上、適切な処置をすること。

10 その他

- (1) 敷地内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合には、委託者の指示する時間帯に実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めのない事項については委託者との協議により行うこと。
- (3) 作業日は、原則として、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日とし、本市との協議により決定すること。
- (4) 受託者は、作業実施のために必要な諸官庁への協議及び届出等を行うこと。

11 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。

12 問合せ先

札幌市総務局庁舎管理課施設係 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL : 011-211-2052 FAX : 011-218-5173